

広島県立文書館 収蔵文書の紹介 < 2009.9.8 ~ 10.31 > 佐伯地方事務所の文書 回収された行政文書

佐伯地方事務所は、地方事務所制度が発足した昭和 17(1942)年 7月から昭和 31(1956)年まで存続した県の地方機関のひとつです（地方事務所制度は昭和 39 年 3 月末に廃止）。

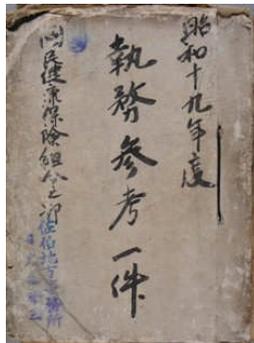
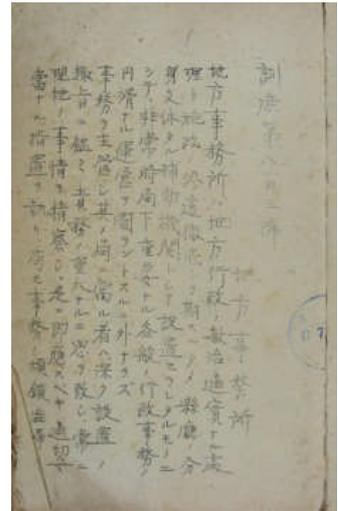
地方事務所の文書は当館ではほとんど所蔵しておらず、わずかに 23 冊を数えるのみです。そのうち、22 冊が佐伯地方事務所の文書で、古書店経由で当館にもたらされたものです。業務上の必要性が消滅して廃棄処分となったものが、何らかの事情で古書店に渡ったものと考えられます（佐伯地方事務所の文書はこのほか当館には天野卓郎文書に 10 冊あります）。

22 冊を点検してみると、戦中から戦後にかけて作成されたもので、確かに証拠としての保存必要性も業務上参照する必要性ももはや消滅しています。ただ、今日まで残されたほとんど唯一の地方事務所文書であること、また、残存する戦中・戦後の県庁文書がきわめて少ないことから、歴史資料として捨てがたいものがあります。（担当：安藤）

地方事務所設置の趣旨 昭和 17(1942)年 7 月 1 日

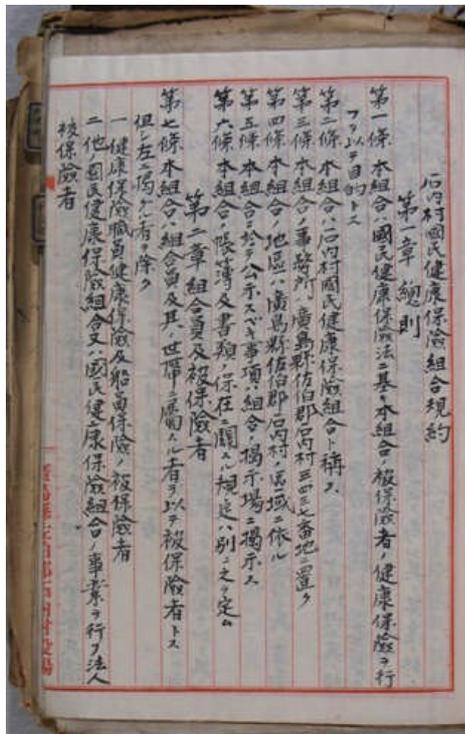
「例規（服務）」(S01-2007-936)

昭和 17(1942)年 7 月 1 日、県内に 12 の地方事務所を設置され、そのうち佐伯地方事務所が廿日市に置かれた。設置の趣旨が「県庁の分身支体」「非常時局下重要ナル各般ノ行政事務ノ円滑ナル運営ヲ図ラントスルニ外ナラズ」と述べられている。



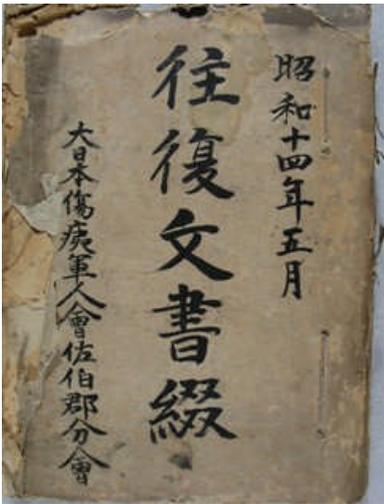
「執務参考一件（国民健康保険組合之部）」
(S01-2007-941)

昭和 13(1938)年に国民健康保険法が制定され、市町村住民を対象として国民健康保険組合が設立されるようになった。佐伯郡では、昭和 16 年度までは 4 町村、17 年度に 19 町村に組合が設立された。佐伯地方事務所では未設置の 12 町村を 18 年度指定村として設立を督励した。

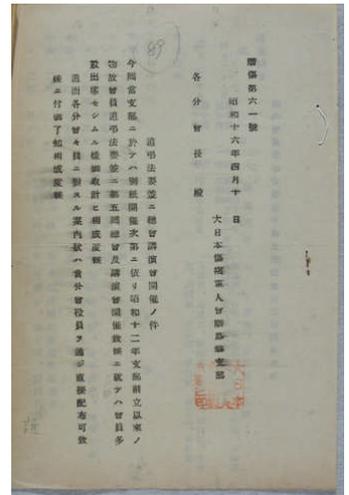


石内村国民健康保険組合規約
「国民健康保険組合規約規程綴」昭和 19~ 20 年度(S01-2007-942)

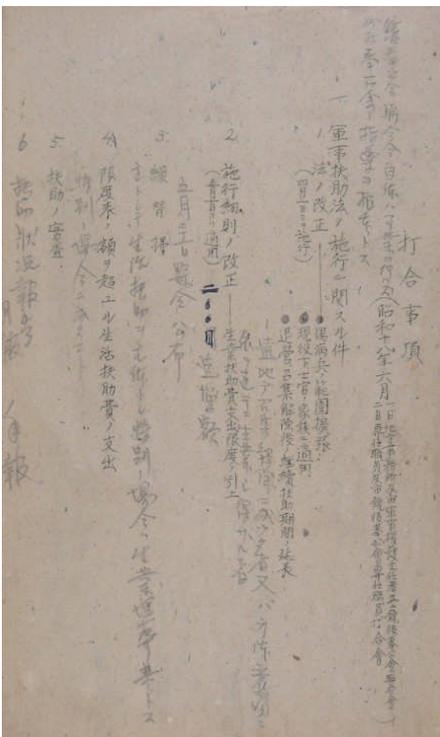
井口村国民健康保険組合
昭和 19 年度事業報告書
「昭和 19 年度事業報告書綴（国民健康保険之部）」
(S01-2007-933)



大日本傷痍軍人会佐伯郡分会「往復文書綴」昭和 14～17 年(S01-2007-944)
この綴の文書が収受された時期の分会長は河野幸吉、事務所は宮内村産業組合に置かれていたようであるが、その後、何らかの事情（事務局の移動、組織の廃止等）で佐伯地方事務所に移管されたものと思われる。



追弔法要並ニ總會講演会開催ノ件
大日本傷痍軍人会佐伯郡分会「往復文書綴」
昭和 14～17 年(S01-2007-944)



軍人援護主任者打合会の打合事項 昭和 18 年 6 月 1・2 日
「厚生事業・軍人援護関係例規」昭和 11～20 年度(S01-2007-946)
地方事務所と市の軍人援護主任者と銃後奉公会専任職員の打合会。
傷痍軍人や戦没者遺族への援護、銃後奉公会の活動促進などが中心議題であった。

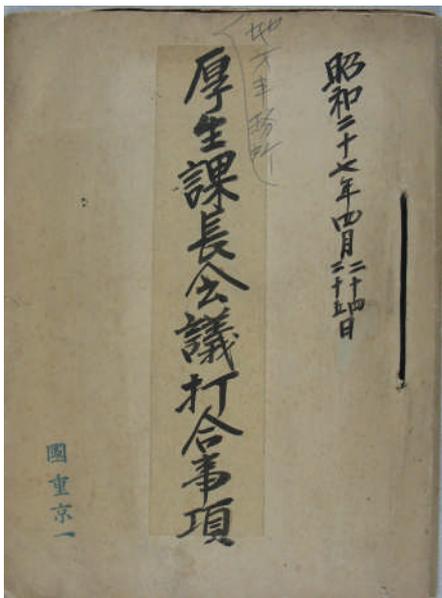


「引揚一件綴」昭和 23～26 年度(S01-2007-928)
引揚に関する通牒類を綴っている。ポスターの裏などに通牒を貼り付けている。

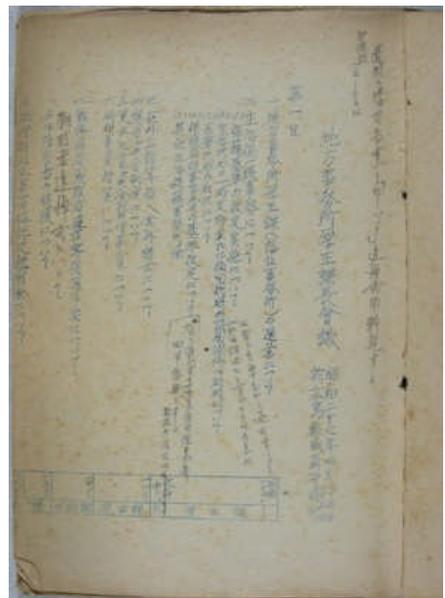
項目	世帯数	要保護者数	割合
引揚者	三二	九	二八%
戦死者	五七	二〇	三五%
遺族	一三五	二六	一八%
復讐者	四八	二	四%
離職者	一三	一	七%
傷痍者	四	一	二五%
孤寡者	一四〇	一	〇・七%
計	四一九	七八	三二%

生活保護法による要保護者調査 (石内村) 昭和 23 年 2 月

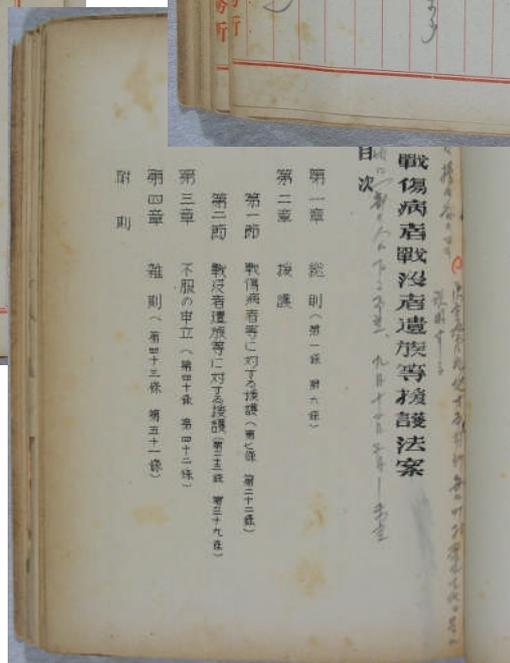
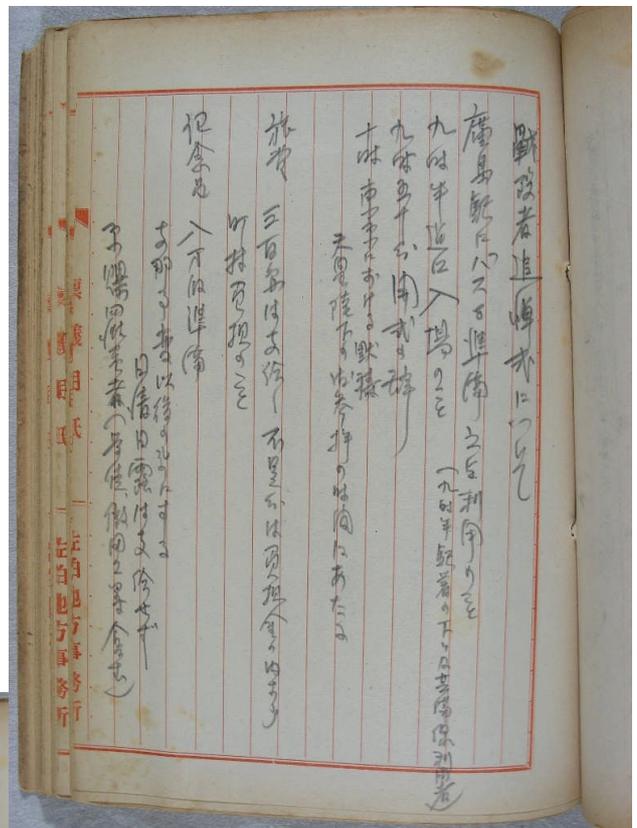
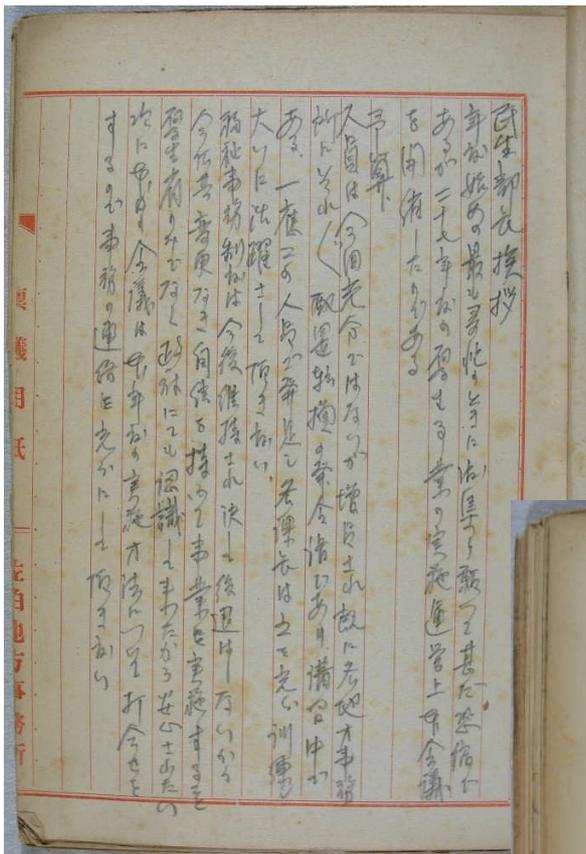
生活保護法による要保護者調査（石内村） 昭和 23 年 2 月
「厚生雑件綴」昭和 22 年度(S01-2007-930)
昭和 21(1946)年 10 月 1 日から生活保護法が施行され、各種の生活困窮者を政府が援護することになった(昭和 25 年に全面改正)。戦後間もない時期であるため、要保護世帯には遺家族や引揚者が多い。



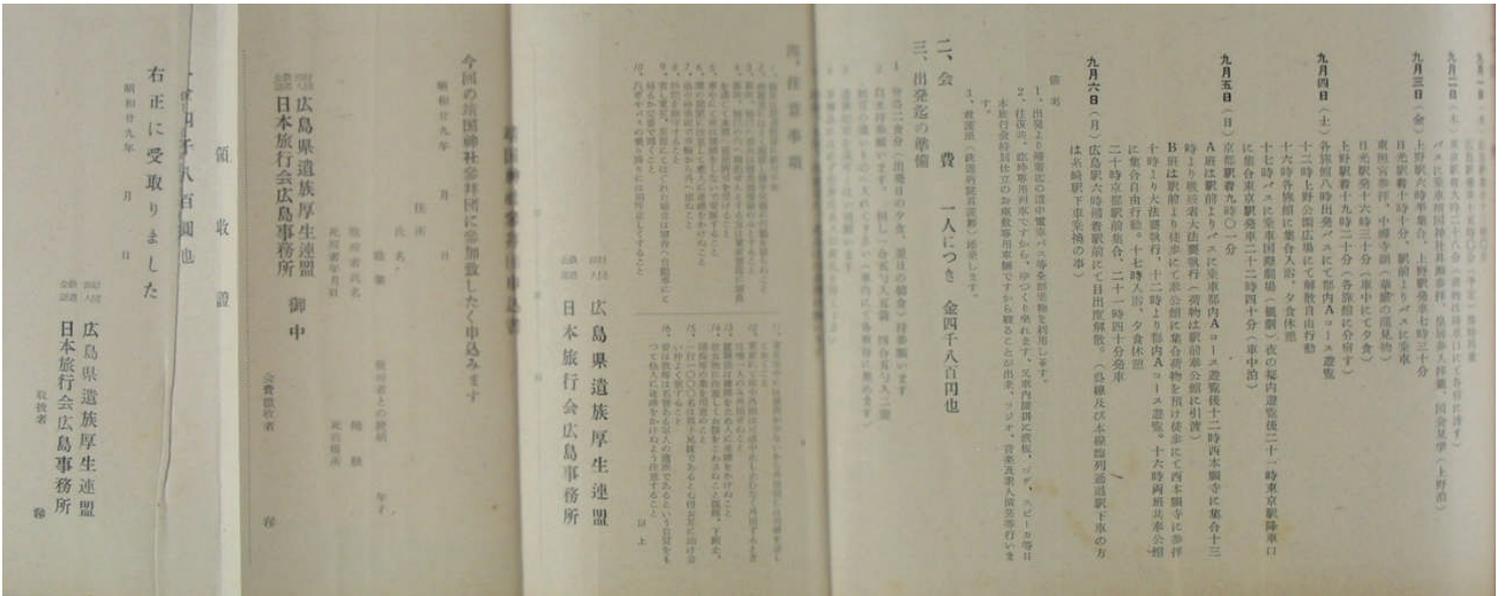
「地方事務所厚生課長会議打合事項」(S01-2007-940)
 昭和27(1952)年4月24・25日両日にわたり、地方事務所厚生課長を集めて昭和27年度の厚生事業実施運営上の打合せ会議が行われた。業務が多岐に渡るためこれだけの資料が作成・配布された。



民生部長挨拶では、「福祉事務制度は今後維持され決して後退はしないから今後共変更なき自信を持って事業を実施すること、厚生省のみでなく政府にても認識して来たから安心されたい」と強調している。



この年は平和条約発効(4月28日)を目前に控え、戦没者追悼式の執行、戦傷病者戦没者遺族援護法の制定にもなう打合せもされている。



遺族靖国神社参拝団要項 昭和29年

「遺族援護法関係雑件綴」昭和27~29年度(S01-2007-937)

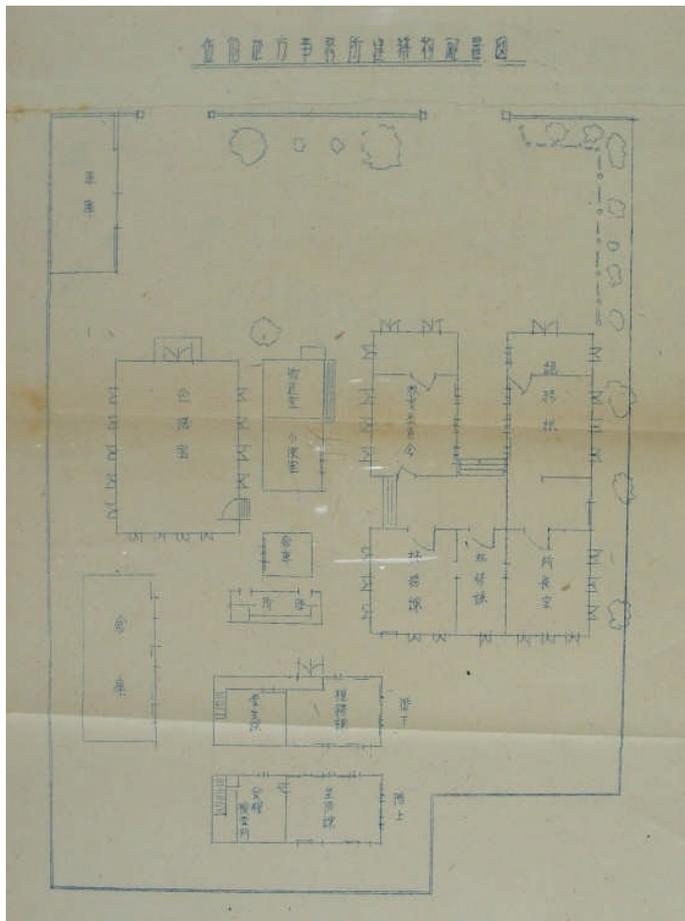
遺族による靖国神社の集団参拝は、戦中の恒例行事であったが、占領下では行われなくなった。独立後の昭和27年11月に戦後初の集団参拝が実施され、以後恒例化した。この年秋の集団参拝は9月1日広島駅集合、6日帰着の日程で行われ、佐伯郡からは145人が申し込んだ。

遺族援護業務進捗状況 昭和27年9月30日

「遺族援護法関係雑件綴」昭和27~29年度(S01-2007-938)

昭和27年(1952)4月30日、戦傷病者戦没者遺族等援護法が公布され、戦傷病者や戦没者遺族に遺族年金支給などの援護がなされることになった。佐伯郡の申請書受付数(陸軍関係)2,735に対し進達数は957、そのうち裁定数は149に止まり、返送数(書類不備など)が413に上っている。申請数が膨大であり、申請書の不備などもあって業務に手間取ったため、職員増により事務を促進することになった。

各郡市別	遺族援護業務進捗状況(元陸軍関係)
豊田郡	申請数 355、進達数 102、裁定数 289
高田郡	申請数 218、進達数 60、裁定数 158
山梨郡	申請数 211、進達数 93、裁定数 118
安佐郡	申請数 212、進達数 257、裁定数 28
佐伯郡	申請数 334、進達数 957、裁定数 149
安芸郡	申請数 212、進達数 257、裁定数 28
福山市	申請数 212、進達数 257、裁定数 28
尾道市	申請数 212、進達数 257、裁定数 28
三原市	申請数 212、進達数 257、裁定数 28
呉市	申請数 212、進達数 257、裁定数 28
広島市	申請数 212、進達数 257、裁定数 28
郡市別	申請数 212、進達数 257、裁定数 28



佐伯地方事務所建物配置図 昭和27年5月

「監査調書綴」昭和27年(S01-2007-932)

庁舎敷地は799.7坪、庁舎本館は99坪、新館は木造2階建てで各階60坪であった。この1冊の監査調書により、この時期の佐伯地方事務所の業務の概要を知ることができる。